

市第 132 号議案

横浜市指定難病審査会条例の制定

横浜市指定難病審査会条例を次のように定める。

平成30年 2 月16日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市指定難病審査会条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき設置する横浜市指定難病審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 審査会は、法第 7 条第 2 項に規定する審査を行うほか、市長の諮問に応じて、法第10条第 2 項前段に規定する支給認定の変更の認定に関する事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

（組織）

第 3 条 審査会は、委員20人以内をもって組織する。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、横浜市指定難病審査会に関し必要な事項を定めるため、横浜市指定難病審査会条例を制定したいので提案する。

参 考

難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）

（支給認定等）

第7条 （第1項省略）

2 都道府県は、前条第1項の申請があった場合において、支給認定をしないこととするとき（申請の形式上の要件に適合しない場合として厚生労働省令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、次条第1項に規定する指定難病審査会に当該申請に係る指定難病の患者について支給認定をしないことに関し審査を求めなければならない。

（第3項から第8項まで省略）

（指定難病審査会）

第8条 前条第2項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、指定難病審査会を置く。

（第2項から第4項まで省略）

（大都市の特例）

第40条 この法律中都道府県が処理することとされている事務に関する規定で政令で定めるものは、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。